

令和2年3月16日
長野県司法書士会

事業報告書

1. 相談会名

「昔の借金相談会」

2. 開催日時

令和2年3月7日（土） 10:00～16:00

3. 開催趣旨

平成30年度の司法統計では、簡易裁判所における通常既済事件の金銭を目的とする事件総数33万2686件のうち、被告側の代理人就任件数は4万3628件にとどまっています。

一般の方々からすれば、金銭の支払いについての内容証明等による請求や支払督促、訴状等を受け取った場合、「借りているのだから仕方がない」「時間がないから」「裁判所が遠い」等の理由から、また、債権譲渡された債権回収会社等からの通知に対し「このような借金はした覚えがない」「知らないから放っておこう」等の理由から、放置してしまうことも少なくないと思われませんが、裁判手続の場合、放置しておくことと判決により強制執行を受けることもあり、給与等の差押を受けた段階で慌てることにもなりかねません。

これらの請求の中には、すでに消滅時効によって支払う必要のない請求や、裁判対応することによって強制執行等の事態を回避できる可能性のある事案も含まれていると考えられます。

そこで、今般、何らかの金銭的請求を受けてお困りの方々の相談をお受けするため、標記の相談会を開催しました。

本相談会においては、長野県司法書士会館における面談相談及び電話相談の双方を実施しました。また、日本司法支援センター（法テラス）長野地方事務所にご後援いただき、面談相談については、要件を満たしている場合には法テラスの民事法律扶助制度を利用できる態勢で実施しました。

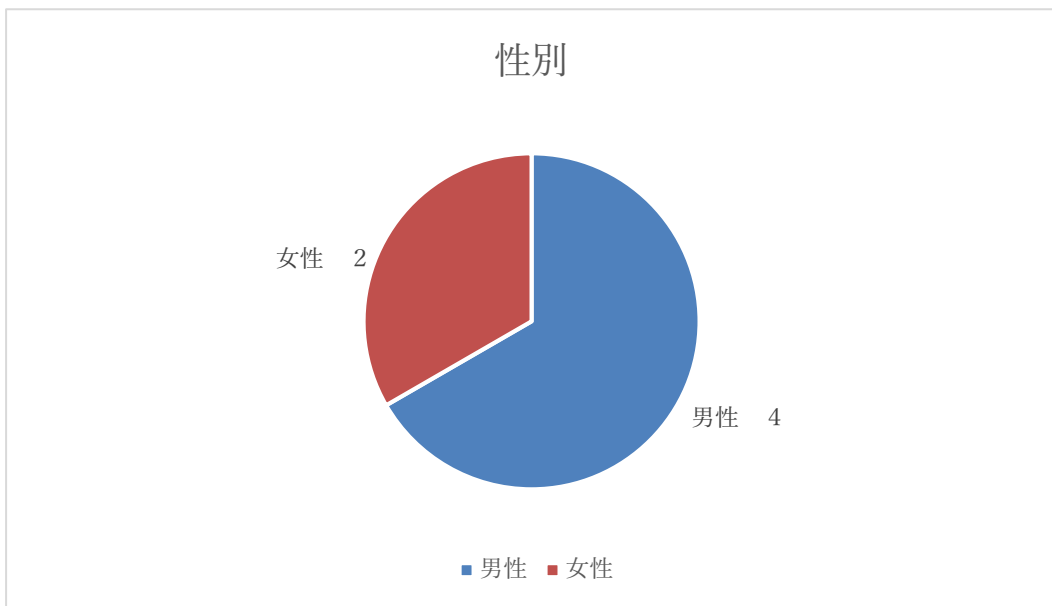
4. 相談件数

合計 6件

内訳

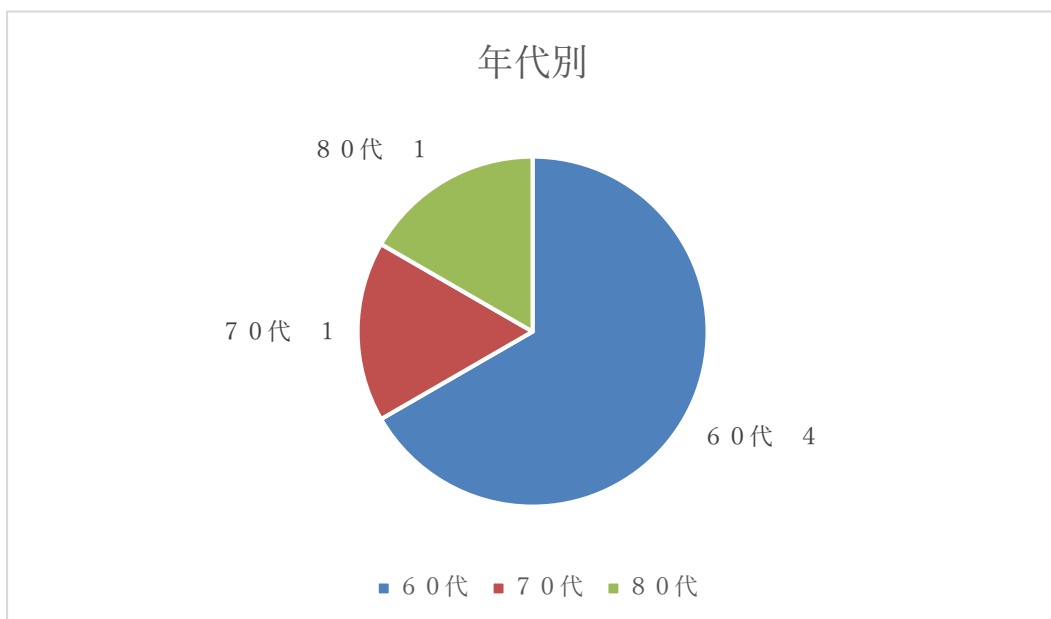
(1) 性別

男性 4名 女性 2名



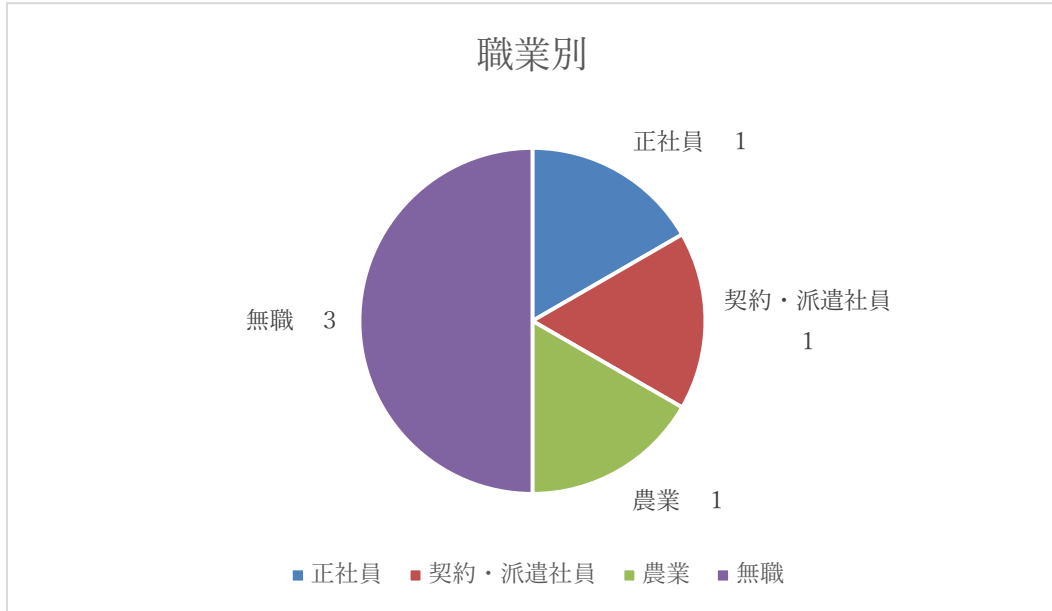
(2) 年齢

60代 4名 70代 1名 80代 1名



(3) 職業

正社員 1名 契約・派遣社員 1名 農業 1名 無職 3名



5. 主な相談内容

- 亡父が知人にお金を貸したことを示す借用証書が出てきたが、知人は破産しているらしい。どうすればよいか。
- 貸したお金が返ってこない。相手に請求したい。
- 親族から借金の返済を求められているが、借用書もなく、借りた覚えもない。
- 夫の借金の連帯保証人になっている。今の状況を知りたいが、夫も金融機関もそれを教えてくれない。

6. 実施した感想・コメント・今後の対応

「昔の借金相談会」は、昨年度から引き続きの開催となります。今回は6件の相談をお受けし、うち1件が面談での相談でした。今回の相談内容を見てみると、知人間、親族間でのお金の貸し借りに関するものが目立つ結果となりました。知人間、親族間での問題は、貸金業者等が関与している場合と比べて、紛争が具体化しにくく、進展がないまま時間だけが過ぎていくようなケースも多いのではないのでしょうか。そのような相談の受け皿として、司法書士がこのような相談会を開催していくことに意義があるものと考えます。

その他、今回の特色として、法テラスの民事法律扶助制度を利用できる相談会としたことが挙げられます。今回は、要件を満たす相談がなく、実際の利用には至りませんでした。制度を活用して多くの方が法的サービスの提供を受けられるよう、今後も法テラスと連携しながら、このような相談会を企画してまいります。

7. 相談会の様子

